

【報告事項3】

規程の新設報告

本会の運営に関わる事業について、八王子市町会自治会連合会会則第12条に基づき、令和6年4月9日の常任理事会で審議し了承を得たので、次のとおり、報告します。

規定理由

1. 本会が行っている自治会活動賠償責任保険事業について明文化する。
2. 保険代理店から交付される金銭は、協賛金であることを明確にする。

自治会活動賠償責任保険事業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という。）が行っている自治会活動賠償責任保険事業について明文化し、規定整備するものである。

(目的)

第2条 本会に加盟する町会・自治会・管理組合（以下「加盟団体」という。）による自治会活動、自治会行事において発生した事故により、加盟団体またはその住民が被る損害が補償されることで加盟団体の不安を払しょくし、自治会活動の推進を目的とする。また、掛け金や補償内容の差別化により、本会に加盟していない団体に対する加盟促進の一助とする。

(契約形態)

第3条 自治会活動賠償責任保険に本会が被保険者となり、単年度の団体契約とする。

(周知)

第4条 本会の年度事業計画及び予算が総会で承認された場合は、速やかにすべての加盟団体に当該事業内容を周知する。

(加入申込み)

第5条 加入を希望する加盟団体は、毎年度もしくは随時に所定の申込用紙で本会に意思表示をし、本会が指定する方法で掛け金を本会に預けるものとする。

- 2 申込みを受理した本会は、申込内容を取りまとめの上、保険代理店が指定する方法で預かった掛け金を納付し、自治会活動賠償責任保険に加入する。

(協賛金)

第6条 保険代理店から本会に交付される金銭は協賛金とする。

- 2 協賛金の受領は、第5条第2項に規定する掛け金納付の一部と相殺する。

- 3 協賛金は自治会活動賠償責任保険が担う補償、補填等の趣旨を考慮し、加盟団体の長や本会役員並びに関係者等への見舞金、弔慰金、寄付金、費用弁償等に充てるものとする。その他、本会が独自に行う事業費、事務費等に充てることができる。

(会計・口座)

第7条 自治会活動賠償責任保険に係わる預り金、掛け金、協賛金等は特別会計で処理し、専用口座で管理するものとする。

付則1 この規程は、令和6年5月26日に制定し、施行する。